

対馬市LINE公式アカウント運用ポリシー

市では、ソーシャルメディアを活用して市の魅力を発信するため、対馬市LINE公式アカウント（以下、「本アカウント」という。）を開設します。

本アカウントを通じて情報発信を行うための運用ポリシーを次のとおり定めますので、必ずご確認ください。

1. 目的

市の魅力的な情報を広範囲に発信することで双方向コミュニティを形成し、より身近で親しみのもてる市の創生を目的に運営します。

2. アカウント情報等

(1) アカウント名：対馬市

(2) アカウント管理者（運用管理者）：対馬市総務部総務課長

3. 投稿主体

対馬市総務部総務課

4. 投稿内容

市の行事、イベント情報、災害情報、市政情報など

5. 投稿への対応時間

市が投稿を行う時間は、開庁時間内（平日 8 時 45 分～17 時 30 分）とします。

なお、この時間帯以外でも必要に応じて投稿する場合があります。

6. 利用者投稿への回答

本アカウントへの投稿に対して、市からの回答を保証するものではありません。

7. 禁止事項

以下のような内容の投稿等は、禁止とします。

違反する投稿等は、事前に通告なく削除、利用制限等を行うことがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 公告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 荒らし行為と認められるもの
- (10) 本人の承諾なく、個人情報を特定・開示・漏えいする等、個人のプライバシーを害するもの

- (11) 有害なプログラム等
- (12) LINE公式アカウントが定める利用規約に反するもの
- (13) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

8. 著作権

本アカウントに掲載されている情報（文書、写真、動画、イラストなど）の著作権は、市あるいは市以外の原作者に帰属します。私的使用又は引用等著作権法上認められている行為を除き、無断での転載等を禁止します。

9. 注意事項

- (1) 本アカウントに掲載される情報は、市が発信するものであるが、LINE公式アカウントそのものを運営・管理しているのは市ではないため、予め以下の点を留意し利用すること。
 - ・ 本アカウント上に、市が発信する情報以外に、本市と無関係の公告などが表示されることがあること。
 - ・ 予告なしにシステムが停止する可能性や、使用が変更となることがあること。
- (2) 利用者のインターネット接続環境等によっては、本アカウント内の情報を正常に利用できない場合があること。

10. 免責事項

- (1) 本市は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切責任を負いません。また、本アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合も、一切責任を負いません。
- (2) 本市は、本アカウントの情報の正確性、安全性、有用性等について、保証するものではありません。
- (3) 本市は、予告なくこの運用の考え方の変更や、運用方法の見直し又は運用を中止する場合があります。

11. 個人情報

本アカウントでの個人情報の収集・利用・管理について、対馬市個人情報保護条例（平成17年対馬市条例第48号）に基づき、次のとおり適切に取り扱うとともに、利用者が安心して利用できるアカウントづくりに努めます。

- (1) 個人情報とは、本アカウントを通じて対馬市が提供を受けた、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等、特定の個人を識別できる情報をいう。
- (2) 本アカウントを通じて対馬市が個人情報を収集する際は、ユーザーの意思による情報の提供を原則とする。個人情報の収集にあたっては、その利用目的を特定し、明示する。個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲内で行う。
- (3) 提供された個人情報は、予め明示した利用目的の範囲内で利用する。個人情報は、本人の同意がある場合など、対馬市個人情報保護条例で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供することはない。

- (4) 収集した個人情報については、対馬市が厳重に管理し、改ざん、漏えい、滅失及びき損等の防止に適切な対策を講じる。また、利用目的に関し保存の必要のなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに消去する。

(運用者のガイドライン)

運用者として必要な事項は、「対馬市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（令和2年4月1日施行）」に定めるとおりとします。